

まえばし eco チョイス 事業者登録要領

前橋市 環境部 環境森林課

1 目 的

地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」へ賛同する市内事業者を「まえばし eco チョイス」事業者 (以下、「登録事業者」という。) として登録するとともに、事業者名、および取組みについて広く紹介を行うことで、消費者への意識啓発を図り、COOL CHOICE 運動を推進する。

2 対象事業者

市内で営業する事業者とする。

3 登録の要件

国民運動「COOL CHOICE」への賛同を行っている事業者を市が認定し、登録する。

4 取組み内容

登録事業者は国民運動「COOL CHOICE」への賛同を行い、環境への取組みの実施について努める。また、この取組みについて、利用者、消費者への積極的な PR を行い、周知を図る。

5 申込方法

登録を希望する事業者の代表者 (申込者) は、次の書類を郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法で提出する。提出された書類の返却は行わない。

- ① COOL CHOICE 賛同証明書
- ② 登録申込書 (様式第 1 号)

①についての発行手順

1. COOL CHOICE 公式サイト (<http://ondankataisaku.env.go.jp>) にて賛同登録を行う。(既に賛同登録を行っている場合は省略可能)
2. COOL CHOICE 公式サイト内「賛同証明書」ボタンをクリックする。
3. 賛同時に登録した企業・団体名を入力し、「証明書発行申請」ボタンをクリックする。
4. COOL CHOICE 事務局にて賛同が確認された後、賛同証明書 (PDF ファイル) が発行される。
5. 証明書はプリントアウト、またはデータ形式にて提出する。(カラー印刷か否かは問わない)

6 受付期間

平成29年10月2日（月）から

7 提出先

前橋市環境部環境森林課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-6292 ファックス：027-223-8524

電子メールアドレス：kankyoushi@city.maebashi.gunma.jp

8 登録の決定

市は、提出された申請書類の審査を行い、登録が適当であると認められた事業者について、登録の決定を行う。

9 登録事業者の情報発信

市は、登録事業者名、取組み内容等を、市ホームページ等で紹介する。なお、申請者は応募の時点により、事業者情報の紹介に同意したものとする。

10 登録の中止

登録事業者は、COOL CHOICE への賛同、および取組みが現状と合わなくなった場合、または、事業を廃止するなどの理由で登録を中止する場合は、登録中止届（様式第2号）により市へ届け出る。市は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿、および市ホームページ等の掲載情報から該当事業者を削除する。

11 登録内容の変更

登録事業者は、申込書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合、速やかに登録内容変更届（様式第3号）により市へ届け出る。

12 登録の抹消

市は、登録事業者が要件を満たしていない場合、または、信用を失墜する行為を行う等、登録事業者として適当でないと判断される場合は、登録を抹消することができる。

附則

この要領は、平成29年9月8日より施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。